

平成 26 年度事業報告

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から 4 年が経過した。被災地の水産業については、震災以前と比べ水揚量が約 7 割まで回復し、水産加工施設は 8 割まで復旧し業務再開したものの、震災により失われた販路確保等の問題もあり、以前の水準以上まで売上を回復した事業者は少ない。

こうした中、今年度も国産塩安定供給のための需給バランスの監視作業を年間通して続けてきたが、需要量は震災以前の水準に回復しておらず、在庫不足も解消し供給不安は無くなっている。

塩の販売については、生活用塩の減少傾向は依然として続いており、さらに食品工業用への需要の減少、また、平成 26 年 4 月の消費税増税を前にした駆け込み需要の反動などもあり、通期では 91 万トン程度となった。

石油石炭税については、平成 24 年 10 月 1 日から、石油石炭税の税率に地球温暖化対策のため税率が三段階に分け上乗せ導入されたが、我々、イオン交換膜製塩法（以下、膜濃縮せんごう法）による国産塩製造業者は、陳情活動の成果もあり、塩製造用電力の自家発電に使用される輸入石炭に上乗せされる税率の軽減措置を平成 26 年 3 月 31 日まで受けることが出来た。さらに、平成 26 年 4 月 1 日以降の増税分についても、平成 29 年 3 月 31 日までの 3 年間の軽減措置延長を実現させることができた。

海外石炭事情については、アジアの一般炭需要は、経済発展に伴いインドやアセアンを中心に需要が増加したが、中国では経済成長の減速・大気汚染対策等により需要の増加を減速させている。他方、我が国への供給国である豪州では、経営状況の厳しい炭鉱の閉山や一時的な生産中止、開発計画の見直しが加速していることから、供給過剰の状況は解消されつつあり、今後、輸入石炭価格は上昇に転ずるものと思われる。そのような状況下にあつて、円安傾向も加わり、国内製塩の安定操業・事業継続が危惧される状況に変わりはない。

関税問題については、T P P（環太平洋経済連携協定）交渉は昨年末の大筋合意を目指したが、交渉を主導する日米間で関税協議が折り合わず、年度内妥結は実現しなかった。ただし、年度明け早々から日米閣僚会議・首脳会談等の合意を目指した動きに進展がみられ、詰めの協議が進められている。なお、日豪 E P A（経済連携協定）交渉は、T P P に先立ち平成 26 年 7 月 8 日に協定書に署名し平成 27 年 1 月 15 日に発効となり、塩については、平成 36 年 4 月 1 日に、無税譲許されることとなった。また、日・モンゴル E P A は平成 27 年 2 月 10 日協定書に署名し、塩については、発効後 11 回にわたり段階的に引き下げ、無税譲許することとなった。

塩の安全・安心への取り組みについては、H A C C P ・ I S O 22000 の考え方を取り入れ、食品衛生法の趣旨・原則に基づいて定めた「食用塩の安全衛生ガイドライン」に、食品防御及び A I B 国際検査統合基準の考え方を充実し、工場の現場レベルでの管理体制をより強化させた内容の第 5 版により、会員 3 工場に対してガイドライン更新審査を実施した。

このほか、外部セミナーへの参加、ホームページ等の改定、消費者からの電話対応等を通じて「塩の正しい情報」の普及に努めた。また、過去 6 年間で費やし、イオン交換膜の高性能化に向けて取り組んだ次世代膜の開発事業については、その本格的工業化の準備が進められている。